

大崎市おくやみハンドブック発行事業公募型プロポーザル審査要領

1 基本的な考え方

事業者の選定にあたっては、大崎市おくやみハンドブック発行事業に参加を希望する事業者（以下「提案者」という。）からの提案を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するため、提案内容を審査し選定するものとする。また、提案者が1者の場合でも同様に審査を行い、選定する。

2 審査について

（1）審査体制

審査は、大崎市職員で構成するおくやみハンドブック発行事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（2）審査方法

各提案者から提出された企画提案書の内容を基に行う。

3 評価方法

（1）基本事項

提案内容の審査にあたっては、類似事業での実績、広告選定の方法及び広告主への対応、実施体制、デザイン・規格・構成等が具体的に提案されているかどうかについて、企画提案書内容を総合的に判断して行うものとする。

（2）評価点

評価点については、委員一人当たり100点満点を持ち点とし、委員5人の評価点の合計点で算出するものとする。

(3) 審査項目及び配点

審査項目及び配点（満点）は次のとおりとし，加点方式で評価する。

審査項目	具体的な審査内容	配点 (満点)
1 類似事業での実績	①類似事業に関する実績をどの程度有しているか	10
	②過去に作成したハンドブック等は，作成した趣旨を踏まえたわかりやすい内容となっているか	10
2 広告選定の方法及び広告主への対応	③広告掲載基準があり，かつ十分な内容で役に立つか	10
	④行政の信頼性を損なわない広告主選定か	10
	⑤地域経済への貢献として，市内広告を優先的に掲載する提案となっているか	10
	⑥広告主に不祥事があった場合に，十分な対応ができる体制となっているか	10
3 実施体制	⑦遅滞なく業務が遂行できる事業体制になっているか	10
	⑧スケジュールは具体的であり現実的な提案になっているか	10
4 企画・構成・デザイン	⑨文字の大きさ，紙質など，製本が適切なものになっているか	10
5 その他	⑩多文化共生，日本語以外の言語対応の考え方が示されているか	5
	⑪その他評価すべき工夫が提案されているか	5
合 計		100

4 優先交渉権者の決定

(1) 最低基準評価点

優先交渉権者を決定する場合において、3－(2)による評価点が300点(以下「最低基準評価点」という。)に満たない提案者は、優先交渉権者とししない。

(2) 優先交渉権者の決定方法(提案者が複数の場合)

提案内容の評価点合計が最も高い提案者を優先交渉権者として決定する。

ただし、上位の評価点合計が同点である者が2人以上ある場合は、各評価委員が付けた提案者別の評価点合計を比較し、より高い評価点を付けた委員の数が多い者を優先交渉権者として決定する。

(3) 提案者が1者の場合の優先交渉権者の決定方法

提案内容の評価点の合計点が、最低基準評価点以上である場合は、その提案者を優先交渉権者として決定する。

5 選定結果

企画提案等の審査が終了し、優先交渉権者が決定した場合は、選定結果を提案者へ速やかに通知する。